

# 大分県報

令和六年  
第五四七号  
十月一日

（火曜日）

## 目次

### 告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の構造等の変更許可申請……………	一
臨時種畜検査の実施……………	七
土地改良区の定款変更認可……………	七
森林病虫害等防除法第五条第二項の命令の内容となる事項……………	七
選挙管理委員会告示	
警察本部訓令	
病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………	八
警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正……………	八
公 告	
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示……………	八
令和六年度砂利採取業務主任者試験の実施……………	八

### 告示

#### 大分県告示第四百五十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により、次のとおり特定施設の構造等の変更の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和六年十月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

令和六年十月一日

大分県報（告示）

佐伯市鶴谷町一丁目四番三十号

株式会社山忠

代表取締役社長 山城 繁樹

2 特定事業場の所在地及び名称

佐伯市鶴谷町一丁目四番三十号

株式会社山忠

3 変更しようとする特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三号 口 洗浄

施設

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法、特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法、排出水の量及び汚染状態

5 変更しようとする特定施設の使用の方法

区	種	使用時間	一日当たりの使用時間	区	種	使用時間	一日当たりの使用時間	汚水等の汚染の状態の値							汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動							
								項目	単位	値	項目	単位	値	項目	単位	値		項目	単位	値				
																					硫酸及びその化合物	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質
変更前	洗淨施設	連続	二四時間	変更前	洗淨施設	連続	二四時間	三・五	mg/L	一〇〇	mg/L	四〇〇	mg/L	一〇〇	mg/L	四、〇〇〇	mg/L	四、五〇〇	六〇八	通常	通常	四二・七	m <sup>3</sup> /日	通常
								四・二	mg/L	二〇〇	mg/L	四〇〇	mg/L	五〇〇	mg/L	四、〇〇〇	mg/L	五、〇〇〇	六〇八	最大	最大	一〇六・七	m <sup>3</sup> /日	最大
								三・五	mg/L	一〇〇	mg/L	四〇〇	mg/L	一〇〇	mg/L	四、〇〇〇	mg/L	四、五〇〇	六〇八	通常	通常	七〇・七	m <sup>3</sup> /日	通常
								四・二	mg/L	二〇〇	mg/L	四〇〇	mg/L	五〇〇	mg/L	四、〇〇〇	mg/L	五、〇〇〇	六〇八	最大	最大	一〇六・七	m <sup>3</sup> /日	最大
変更後	洗淨施設	連続	二四時間	変更後	洗淨施設	連続	二四時間	三・五	mg/L	一〇〇	mg/L	四〇〇	mg/L	一〇〇	mg/L	四、〇〇〇	mg/L	四、五〇〇	六〇八	通常	通常	七〇・七	m <sup>3</sup> /日	通常
								四・二	mg/L	二〇〇	mg/L	四〇〇	mg/L	五〇〇	mg/L	四、〇〇〇	mg/L	五、〇〇〇	六〇八	最大	最大	一〇六・七	m <sup>3</sup> /日	最大
								三・五	mg/L	一〇〇	mg/L	四〇〇	mg/L	一〇〇	mg/L	四、〇〇〇	mg/L	四、五〇〇	六〇八	通常	通常	七〇・七	m <sup>3</sup> /日	通常
								四・二	mg/L	二〇〇	mg/L	四〇〇	mg/L	五〇〇	mg/L	四、〇〇〇	mg/L	五、〇〇〇	六〇八	最大	最大	一〇六・七	m <sup>3</sup> /日	最大

区	種	処	能	構	主	設	使	一	汚水等の汚染の状態の値								汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動			
									項目	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L		単位	m <sup>3</sup> /日	単位
6	変更しようとする汚水等の処理の方法	物理的処理	スクリーンバールろ過方式	三〇m <sup>3</sup> /時間	ステンレス製(箱型)	〇・八m×一・二m×一・八m	二〇〇三年八月二〇日	連続	二四時間	変更前								通常		なし		
										変更前								最大			通常	
										変更前								最大			通常	
										変更後								最大			通常	
										三・五	一〇〇	四〇〇	一〇〇	四、〇〇〇	四、五〇〇	六〇八	通常	七〇・七	通常			
										四・二	二〇〇	四〇〇	五〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	六〇八	最大	一〇六・七	最大			
										三・五	一〇〇	四〇〇	一〇〇	四、〇〇〇	四、五〇〇	六〇八	通常	七〇・七	通常			
										四・二	二〇〇	四〇〇	五〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	六〇八	最大	一〇六・七	最大			

令和六年十月一日

大分県報(告示)



項目	一日当たりの排水量		排水口名	区分	7 排水水の量及び汚染状態の値	汚水等の汚染状態の値							汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔
	単位	m <sup>3</sup> /日				単位	項目	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L			
通常	通常	114	No.1排水口	変更前		処理前	100	350	1250	4100	3300	688	114	通常	なし	24時間	連続
						処理後	3	15	30	30	10	688.5	114	通常			
最大	最大	292	No.1排水口	変更前		処理前	200	500	1500	5000	5000	688	292	最大	なし	24時間	連続
						処理後	6	30	45	45	30	5.88.6	292	最大			
通常	通常	170	同上	変更後		処理前	100	350	1250	4100	3300	688	170	通常	同上	同上	同上
						処理後	2	10.1	20	20	6.7	688.5	170	通常			
最大	最大	292	同上	変更後		処理前	200	500	1500	5000	5000	688	292	最大	同上	同上	同上
						処理後	6	30	45	45	30	5.88.6	292	最大			

令和六年十月一日

大分県報(告示)

令和六年十月一日

大分県報(告示)

六

汚水の等汚染の状況の値							項目	一日当たりの排出水量		排水口名	区分	汚水の等汚染の状況の値							
砒素及びその化合物	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度		単位	m <sup>3</sup> /日			単位	砒素及びその化合物	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度
mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L														
							通常 の値		通常 の値		変更 前		〇・〇五	三	一五	三〇	三〇	一〇	六・〇〇 〇・八・五
							最大 の値		最大 の値		変更 前		〇・一	六	三〇	四五	四五	三〇	五・八 〇・八・六
						五・八 〇・八・六	通常 の値	一	通常 の値	ドレン水 (No.2排水口)	変更 後		〇・〇三四	二	一〇・一	二〇	二〇	六・七	六・〇 〇・八・五
						五・八 〇・八・六	最大 の値	一	最大 の値		変更 後		〇・一	六	三〇	四五	四五	三〇	五・八 〇・八・六

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

令和六年十月一日から同月二十二日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び佐伯市役所

大分県告示第四百五十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。

令和六年十月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

検査期日	検査場所	家畜の種類
令和六年十月二十四日	宇佐市安心院町	豚

大分県告示第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和六年十月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

土地改良区名	所在地	認可年月日
城原井路土地改良区	竹田市	令六・九・一一

大分県告示第四百五十四号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同法第五条第二項の規定による特別伐倒駆除命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

令和六年十月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 区域及び期間

1 区域

杵築市、国東市及び佐伯市の区域内に存在する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 期間

令和六年十月三十一日から令和七年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が附着している樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び破砕又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の1に定める区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置について、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップ）により破砕する場合には、十五ミリメートル）以下になるように破砕を行うこと。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

4 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収す

ることがある。

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第二十六号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

令和六年十月一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

#### 四 指定老人ホーム中

「有料老人ホームだん・だん 〆 野津町大字亀甲三七四四一」

特別養護老人ホーム白梅荘 津久見市徳浦宮町四二〇

「有料老人ホームだん・だん 〆 野津町大字亀甲三七四四一」

介護付有料老人ホーム秋桜 津久見市徳浦本町一二二二〇

特別養護老人ホーム白梅荘 〆 徳浦宮町四二〇

」に改める。

### ○警察本部訓令

#### 大分県警察本部訓令第24号

警察学校 警察署

警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（平成21年大分県警察本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和六年十月一日

大分県警察本部長 種 田 英 明

別表第1の1の表の5の項の「長」の欄第47号中「（電気設備及び機械設備に係る工事の出来高部分等の確認を除く。）」を削り、同表の6の項の「長」の欄第9号中「準用する」の次に「規則」を加え、別表第1の5の表の注10中「支出負担行為」の次に「（支出負担行為決議兼支出命令により支払をする場合に限る。）及び支出命令」を加える。

#### 附 則

この訓令は、令和六年十月一日から施行する。

### ○公 告

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なもので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

令和六年十月一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

所在の不明な者の氏名

掲示場所

堤 正 元

臼杵市役所

二 通知の要旨

令和六年八月二十七日付け大分県告示第四百三号により行った森林法第三十条の規定による通知

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、次のとおり令和六年度砂利採取業務主任者試験を実施する。

令和六年十月一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 試験の日時

令和六年十一月八日（金） 午前十時から正午まで

二 試験の場所

大分市大手町三丁目一番一号

三 試験科目

大分県庁舎新館地下二階B二会議室

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 試験の方法

筆記試験

五 受験願書の受付期間及び受付方法



1 受付期間

令和六年十月十一日（金）から同月二十五日（金）まで

なお、郵送により受験願書を提出する場合は、令和六年十月二十五日（金）までの消印のあるものに限って受け付ける。

2 受付時間

午前九時から午後五時まで

六 願書提出先

大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号八七〇―八五〇二）

大分県土木建築部河川課

七 提出書類

1 受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）様式第九）（以下「受験願書」という。）

2 写真一葉（縦六センチメートル、横四センチメートルのものであって、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものの）

八 受験手数料

八千円（大分県収入証紙による納付又はキャッシュレス対応収納窓口でのキャッシュ

レス納付）

九 受験願書の入手方法

1 受験願書の交付場所

大分県土木建築部河川課又は最寄りの土木事務所

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/17200/r6-zyari-shiken-zissi.html>

その他

十 その他

その他詳細については、大分県土木建築部河川課又は最寄りの土木事務所に問い合わせる。